

2025 年 3 月 31 日

国立大学法人山口大学
学 長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 三原 敏秀



子の看護等休暇に係る取得要件の拡充について（申入れ）

今回提案された 4 月 1 日付け改正とされている「子の看護等休暇に係る取得要件の拡充」については、労働条件の改善となるものであり、評価できる。

ただし、このことについて非常勤職員も取得対象者となっているが、特段の補足説明はないものの、常勤職員同等の規則改正は予定されておらず、無給休暇とされているものと思われる。

昨年 10 月 17 日に申し入れた通りであるが、非常勤職員の特別休暇のうち有給休暇は常勤職員と比較して限定的であり、2020 年に同一労働同一賃金の見地から、組合が各種労働条件の改善を求め、うち病気休暇（10 日）は有給化されたが、それ以外は据え置かれている。山口大学に所属する非常勤職員は、山口大学を支える重要な労働力となっており、大学はその労働環境を十分に保障する必要があると言えよう。まずは、今回の子の看護等休暇について常勤職員同様に有給とすることを求める。

この他、看護休暇等について他の国立大学法人にあっては、「子の看護休暇等」に加えて「孫の看護休暇等」を設定している大学もあり、本学においてもその新設を検討しては如何かと考える。

以上、検討・協議事項とするよう申し入れる。

以 上